

障害福祉サービスに係る留意事項(共通)

和歌山県障害福祉課 施設福祉班



次第

1. 業務継続計画の策定等

2. 衛生管理等

3. ハラスメントの防止

1. 業務継続計画の策定等



1. 業務継続計画の策定等

○業務継続計画とは(基準省令第33条の2準用)

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

○事業者の義務

- ①業務継続計画の作成
- ②従業者への業務継続計画の周知
- ③必要な研修及び訓練を定期的実施
- ④定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更

令和6年度より義務化



1. 業務継続計画の策定等

○留意事項

①定期的な従業者への教育

→年1回以上+新規採用時には別に研修を実施することが望ましい

②実施内容(参加者名簿、資料も含む)を記録する必要あり

③感染症の予防及びまん延の防止のための研修、訓練と一体的に実施することも可能



2. 衛生管理等



2. 衛生管理等

○衛生管理について(基準省令第34条、71条準用)

(1)従業員の健康管理(2)感染症の予防が必要

○事業者の義務 ※(2)について

①感染症の予防及びまん延予防のための対策を検討する委員会

(感染症対策委員会)の設置

②従業者への委員会における検討結果の周知

令和6年度より義務化

③必要な研修及び訓練を定期的 to 実施

④感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備



2. 衛生管理等

○留意事項

①定期的な従業者への教育

→年1回以上+新規採用時には別に研修を実施することが望ましい

②実施内容(参加者名簿、資料も含む)を記録する必要あり

③感染対策委員会は、状況に応じ、**おおむね3か月(訪問系は6か月)に1回以上、定期的に開催**するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要あり ※感染対策の知識を有する者を構成員に含めること

④他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営すること及び

他のサービス事業者との連携等により行うことも可能



3. ハラスメントの防止



3. ハラスメントの防止

○勤務体制の確保について(基準省令第33条第4項準用)

セクシュアルハラスメント防止及びパワーハラスメント防止のための措置が必要

○事業者の義務 ※④⑤は取り組むことが望ましいこと

①ハラスメントへの対応方針等の明確化(例:セクハラ・パワハラ防止指針)

②従業員への対応方針の周知・啓発

③相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

(相談担当者を定め、従業員に周知すること)

④被害者への配慮のための取組

⑤被害防止のための取組

令和3年度より義務化



「障害福祉サービスにかかる留意事項(共通)」は以上となります。

